

稚内市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

稚内市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズを迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）健康づくりに関する事項
- （2）安全・安心なまちづくりに関する事項
- （3）スポーツ振興に関する事項
- （4）子育て支援に関する事項
- （5）文化芸術・生涯学習に関する事項
- （6）女性活躍に関する事項
- （7）その他市政に関する事項

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1カ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、有効期間が満了する翌日から1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1カ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何にかかわらず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

令和5年10月2日

甲 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市 市長

工藤 六

乙 北海道旭川市三条通9丁目左1号
旭川三条緑橋ビル6階
明治安田生命保険相互会社
旭川支社長

杉下 智子
